

工事仕様書
(配電請負工事[地中線])

2025年1月

四国電力送配電株式会社

目 次

1. 総 則

- 1－1 適用範囲
- 1－2 募集する工事対象期間
- 1－3 契約期間
- 1－4 工事対象区域
- 1－5 工事内容
- 1－6 工事用品の負担区分
- 1－7 実施の心構え
- 1－8 安全の確保

2. 工事の実施

- 2－1 工事種別・単位
- 2－2 工事の発注
- 2－3 工事の施工
- 2－4 工程管理
- 2－5 その他留意事項

3. 完了報告および検収・検査

- 3－1 自主検査
- 3－2 検査・検収

4. 非常災害時等の協力

5. 体制の構築

6. 産業廃棄物の取り扱い

7. 契約不適合責任期間

8. 帳票の保管

9. 個人情報の取り扱い

- 9－1 秘密保持
- 9－2 秘密情報の安全管理
- 9－3 下請負に対する個人情報の取り扱い

10. 疑義の解釈

1. 総則

1-1 適用範囲

本工事仕様書（以下「仕様書」という。）は四国電力送配電株式会社（以下、「発注者」という。）が契約相手先（以下「受注者」という。）に発注する配電地中線工事（以下、「配電請負工事」という。）に適用する。

1-2 募集する工事対象期間

2026年6月21日 ～ 2031年6月20日（5ヵ年）

1-3 契約期間

単年契約または件名毎とし、単年契約については毎年更改する。

ただし、期間満了の1か月前までに発注者・受注者両者において異議の申し立てのない場合は、本契約の有効期間をさらに1ヵ年延長するものとし、以後この例によるものとする。

1-4 工事対象区域

発注者の一般送配電事業の供給区域の全域。

ただし、一部区域の実施も協議により可能とする。

1-5 工事内容

配電請負工事内容は、以下に定める通りとし、その詳細は、発注者が別途定める配電工事標準等工事に関する諸規程（以下、まとめて「標準仕様書等」という。）に従うものとする。

- （1）地中化エリアの受動工事（供給、支障移転工事）等に伴う地中管路・ケーブル・機器工事
- （2）地中ケーブルの張替工事
- （3）地上設置機器の取替工事
- （4）無電柱化工事（電線共同溝、単独地中化工事等）における地中管路・ケーブル・機器工事
- （5）既存地中設備の軽微な修繕工事
- （6）上記（1）（2）（3）（4）（5）に付帯実施する作業

1-6 工事用品の負担区分

工事に要する用品等（以下、「工事用品」という。）の負担区分は以下に定める通りする。

- （1）配電請負工事の施工にあたって、受注者が必要とする機器、工具類については、原則、受注者の負担とする。
- （2）主要資材（コンクリート柱、鉄柱、電線、柱上変圧器等）、副資材（アーム、バンド類等）および消耗品等の工事用材料（以下、「業者調達材料」という。）の調達にかかる費用については、原則、受注者の負担とする。調達方法については発注者と受注者の協議により決定する。ただし、発注者が必要であると認めた工事用材料（以下、「社給材料」という。）については、発注者の負担において調達し、受注者に支給する。
- （3）受注者は上記（2）の社給材料について、損傷を与えないよう慎重な取り扱いを心掛ける。

1-7 実施の心構え

受注者は、発注者が公益事業者として、電気供給責任のみならず、安全の確保、公害の防止および環境の保全に社会的責任を負っていることを認識し、発注者のこれらの責任の一端を担う心構えをもって、配電請負工事の実施に万全を期さなければならない。

1-8 安全の確保

受注者は、配電請負工事の実施にあたり、労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守し常に本請負従事者の安全確保および災害の防止に万全を期するとともに、第三者に対し、損害その他の迷惑を及ぼさないよう細心の注意を払わなければならない。

2. 工事の実施

2-1 工事種別・単位

工事種別・単位は、発注者が別途定める「配電工事工種適用基準」、「配電工事請負単価表」、「標準仕様書等」および個別の「工事請負仕様書」による。

2-2 工事の発注

工事の発注は、受注者が工事票またはそのデータ、もしくは個別の「工事請負仕様書（設計図書を含む）」等を交付することにより行う。ただし、緊急を要する場合は、発注者は受注者に、工事票またはそのデータもしくは個別の工事請負仕様書等による発注に先立って、口頭での工事の発注を行うことができる。

2-3 工事の施工

受注者は、「電気設備に関する技術基準」をはじめとする関係法令、諸規則および「工事請負契約約款」、「標準仕様書等」など工事に関係する当社諸規程を遵守し、責任施工により適正かつ誠実に工事を完成しなければならない。

2-4 工程管理

受注者は、受注した工事について施工の漏れおよび遅延等が発生しないよう厳正に管理する。

2-5 その他留意事項

（１）受注者は、工事施工に先立って、現場施工体制、安全衛生管理体制を確立し、次の内容を記載した現場組織図を提出すること。

- ・現場指揮命令系統
- ・現場安全衛生管理系統
- ・現場代理人および現場副代理人
- ・技術責任者
- ・各作業の種類に応じた作業責任者、作業主任者
- ・下請業者
- ・下請業者を含む作業者（実従事者）、警備業務従事者とその所属および取得資格

(2) 社給材料および業者調達材料の管理については以下の通り取り扱う。

ア. 社給材料

社給材料については、施工の都度、所要数量を発注者から受注者に引き渡す。社給材の受渡場所は、発注者および受注者があらかじめ協議した倉庫または置場とする。

イ. 業者調達材料

業者調達材料について、発注者が購入先を指定する材料については、その購入先から購入しなければならない。購入先を指定しない材料のうち、電氣的性能を必要としないものについては、発注者が定める規格または標準仕様書等を逸脱しない範囲で、受注者が購入先を選定し購入することができる。電氣的性能が必要なものについては、受注者において仕様検討を行い、発注者の定める性能および品質に適合することを確認し、発注者が承認したものでなければ使用できない。ただし、機材工具類については、この限りでない。

3. 工事の完了

3-1 自主検査

発注者は、工事完了後自主検査を行い、その結果を当社に報告すること。

- (1) 自主検査は各工種完了後に行い、良好に施工されていることを確認すること。
- (2) なお、ケーブルについては、取付後、絶縁測定（高圧は1000Vメガー、低圧は500Vメガーを使用）を行い、確認すること。

3-2 検査・検収

- (1) 工事の検査は、発注者の定める「工事請負契約約款」および「配電工事検査標準」等によるほか、特に発注者が指示した場合を除き、工程毎の記録写真および(3)の竣工試験ならびに受注者に自主検査の結果を確認することで、現場検査を省略できる。
- (2) 受注者は、道路管理者または、工事に直接関係のある第三者が検査を行う場合はその検査に合格すること。
- (3) 受注者は、以下の竣工試験を実施すること。

工事種別	竣工試験の内容
管路工事完成後	管路試験棒通し
高圧・低圧ケーブル完成後	絶縁抵抗試験、絶縁耐力試験、直流漏れ電流試験
遠制御ケーブル工事完成後	導通試験
発注者が指示するもの	発注者が指示する測定および試験

- (4) 竣工報告書および検査の合格をもって検収とする。

4. 非常災害時等の協力

- (1) 暴風雨、地震など異常な自然現象または大規模な火災その他これに類する原因によって、発注者の電気工作物に重大な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合、発注者は災害の応急復旧工事等について、受注者に対し出動または待機を要請することがある。この場合受注者は発注者の要請に可能な限り協力するものとする。
- (2) 上記(1)に掲げる以外の原因によって高圧配電線事故等が発生した時に、発注者の復旧要員が不足するおそれがある場合、発注者は高圧配電線事故等の応急復旧工事等について、受注者

に対し出動を要請することがある。この場合受注者は発注者の要請に可能な限り協力するものとする。

5. 体制の構築

受注者は、配電請負工事の実施にあたり、発注者との綿密な調整・連携、工事用品の適切な保管および4. 非常災害時等の協力に即応できる体制を構築すること。

6. 産業廃棄物の取り扱い

受注者は、配電請負工事に伴い発生する産業廃棄物等については、建設リサイクル法等の関係法令および諸規則を遵守し、適正に処理することとし、産業廃棄物等による環境汚染の未然防止に努めなければならない。

7. 契約不適合責任期間

工事目的物について、契約の内容に適合しないものがあるときは、当社が立会し施工した場合、または、検査に合格した場合であっても、受注者は、契約不適合責任を免れないものとし、契約不適合責任期間は引渡し後5年とする。

ただし、受注者の責でないことが、明らかな場合を除く。

8. 帳票の保管

帳票の保管期間は、発注者が別途定める。

9. 秘密情報等の取り扱い

9-1. 秘密保持

- (1) 発注者および受注者は、配電請負工事の実施および契約により知り得た相手方の秘密情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）について、これを適正に管理し、保持しなければならない。
- (2) 発注者および受注者は、相手方の秘密情報について、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。ただし、以下の①から⑦に該当する場合は、この限りでない。
 - ①. 開示時点ですでに公知であった場合。
 - ②. 開示時点ですでに発注者または受注者が正当に所有していた場合。
 - ③. 開示後、発注者または受注者の責に帰することなく公知となった場合。
 - ④. 発注者または受注者が開示された情報によることなく独自に開発した場合。
 - ⑤. 発注者または受注者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した場合。
 - ⑥. 法令、政府・裁判所、官公署その他から命令等に基づき報告、説明、資料提出等の情報開示を求められた場合。
 - ⑦. 契約の履行のため、下請負先等を開示する必要がある場合。なお、この場合、発注者および受注者は、自らが負う義務と同等の義務を当該下請負先等に課すものとする。
- (3) 発注者は、事前に通知することなく、受注者において適正に発注者の秘密情報が取り扱われているかを確認するため監査を行うことができるものとする。

- (4) 上記(3)に基づき発注者が受注者に対して発注者の秘密情報の取り扱い状況について報告を求めた場合、受注者は速やかにこれを発注者に報告しなければならない。
- (5) 受注者において、秘密情報の漏えい等の事故が発生し、または発生したおそれがある場合、受注者は、ただちに発注者に対してその内容を報告するとともに、発注者の指示に従い適切な措置を講じなければならない。
- (6) 受注者は、配電請負工事の実施にあたり発注者から受注者に提供された発注者の秘密情報について、発注者の同意なくして開示または第三者に漏洩し、または配電請負工事の遂行以外の目的で利用してはならず、配電請負工事に従事する役員、従業員等が在職、在籍中はもとより退任、退職後も同様の義務を負わせるものとし、当該役員、従業員がこの義務に反した場合には、受注者がこの義務に反したものとしてその責任を負うものとする。
- (7) 受注者は、契約の定めに反し、故意または過失により、発注者の秘密情報を開示または第三者に漏えいし、または本請負以外の目的で利用したため、第三者に損害を与えた場合は、その損害の責めを負うとともに、発注者と協議のうえ、損害回復のために必要な処置を行わなければならない。

9-2. 秘密情報の安全管理

- (1) 発注者および受注者は、相手方の秘密情報を取り扱うにあたっては、その目的外利用を禁止するものとし、配電請負工事の実施に必要な範囲内において、これを行わなければならない。
- (2) 発注者および受注者は、配電請負工事の実施にあたり、知り得た相手方の秘密情報の適正管理を図るため、必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともに、相手方の秘密情報を取り扱う従業者に対して、当該情報を適正に管理するよう適切な指導・教育を行わなければならない。
- (3) 発注者および受注者は、配電請負工事の実施に必要な範囲内において、相手方の秘密情報を取り扱う従業者および取り扱う区域を限定しなければならない。
- (4) 発注者および受注者は、安全に十分配慮した適切な方法により相手方が保有する秘密情報を授受しなければならない。
- (5) 受注者は、配電請負工事の開始までに、発注者の個人情報を取り扱う従業者の氏名、役職等を記載した名簿を発注者に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。
- (6) 発注者および受注者は、契約が完了した場合は、相手方の個人情報について、相手方の指示に従い、相手方から提供を受けた個人情報ならびにその複製物および複写物のすべてを、発注者に返還し、または、廃棄しなければならない。

9-3. 下請負に対する個人情報の取り扱い

- (1) 受注者は、契約の履行のため、発注者の個人情報の取り扱いを下請または再委託する必要がある場合は、事前に、発注者に対して書面により下請負先等および下請負業務の内容等を通知し、発注者の承認を得なければならない。
- (2) 上記(1)の場合、受注者は、下請負先等に対し、発注者の個人情報の取り扱いに関して、発注者と受注者が締結する契約と同様の内容を定めるとともに、下請負先等の管理を適切に行わなければならない。また、発注者が受注者とともに下請負先等の個人情報の取り扱い状況を監査できるよう予め下請負先等の承認を得るものとする。

- (3) 下請負先等がさらに下請または再委託する場合も、事前に受注者の承認を得るものとし、以降下請または再委託を繰り返す場合も同様とする。

10. 疑義の解釈

本仕様書について、定めのない事項が生じた場合および疑義が生じた場合は、発注者と受注者が誠意をもって協議し、解決する。